

令和 8 年 2 月

お客様各位

淡陽信用組合

預金口座の不正利用等防止に向けた対策の強化について

当組合は、金融庁・警察庁による要請「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」を踏まえ、預金口座の不正利用等防止および取引の実態把握の強化について金融機関として厳格に対応し、対策の強化に努めます。

お客様におかれましては、下記の内容についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 預金口座の売買・譲渡・譲受・貸借等の禁止

預金口座の売買や他人に預金口座を譲渡する行為、預金口座を他人から譲り受けたり他人と貸し借りする行為、インターネットバンキングの認証情報を含む口座情報を他人へ伝達する行為等は法律で禁止されており、刑事罰の対象となる犯罪です。当組合では、このような行為を一切禁止するとともに、このような行為が確認された場合は、直ちに預金口座の利用を停止し、以後のお取引をお断りさせていただくなど厳正に対処させていただきます。

2. 不正な預金口座開設の防止

預金口座開設時には、厳格な本人確認を実施させていただくとともに、具体的な預金口座のご利用目的やご職業、お仕事の内容などを詳しく確認させていただきます。なお、預金口座開設にあたり必要となる情報提供が受けられない場合やご利用目的等に合理性が認められない場合は、預金口座の開設をお断りさせていただく場合があります。

3. 口座開設後における取引の実態把握について

当組合では、預金口座の不正利用のおそれがある取引を検知する取組みを行っており、確認のためお客様へご連絡させていただくことがあります。また、当該預金口座の入出金取引の内容について、ご申告いただいているご利用目的と相違する場合や、不正利用のおそれがあると当組合が判断した場合には、預金規定等に基づきお取引を制限させていただく場合があります。

4. 預金契約者の所在が確認できない場合のお取扱いについて

お客様宛に送付した郵便物が返戻されるなど、お客様との連絡が取れない状態が続いた場合、やむを得ずお取引を制限させていただく場合があります。お届けの住所などに変更がある場合は、速やかに変更の手続きをお願いいたします。

以 上